

(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る

環 境 影 響 評 価 方 法 書

補 足 説 明 資 料

平成 3 1 年 6 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

風力部会 補足説明資料 目次

1. 2事業の調査地点の関係について【河野部会長】 【一部非公開】	1
2. 方法書を分けた意図及び調査内容等の異なりについて【河野部会長】	6
3. 隣接して計画中の同社事業との関係性について【河野部会長】	8
4. 系統連系、運転開始予定時期について【河野部会長】 【非公開】	8
5. 掲載図面の縮尺について【河野部会長】	9
6. 対象事業実施区域内及び周囲の状況について【河野部会長】 【非公開】	12
7. 累積的影響について【河野部会長】	14
8. 2事業の位置関係について【河野部会長】	14
9. 植生図について【河野部会長】	14
10. 植生自然度について【河野部会長】	15
11. 食物連鎖図について【河野部会長】	15
12. 砂防指定地、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区について【河野部会長】	16
13. 配慮書に対する経済産業大臣意見を受けた計画変更について【河野部会長】	16
14. 施設の稼働に伴う騒音の予測手法について【河野部会長】	17
15. 風車の影の予測手法について【河野部会長】	17
16. 植生調査地点について【河野部会長】	17
17. 生態系に関する調査地点について【河野部会長】	18
18. クマタカへの影響予測について【河野部会長】	18
19. 近接する都市地域について【山本顧問】	19
20. 条例に基づく騒音・振動の規制と区域の区分について【山本顧問】	19
21. 騒音・超低周波音の現地調査時期について【山本顧問】	20
22. 環境測定地点と騒音測定地点について【山本顧問】	21
23. 騒音/環境調査地点と風力発電機設置区域の距離【山本顧問】	21

24. 超低周波音の評価について【山本顧問】	22
25. 環境騒音または残留騒音と風況の関係（準備書作成時）【山本顧問】	22
26. 風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係（準備書作成時）【山本顧問】	23
27. 風力発電機の音響性能（準備書作成時）【山本顧問】	24
28. 風力発電機の配置計画について【非公開】	24
29. 大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について【一部非公開】	27
30. 水の濁りに関する調査地点について	38

1. 2事業の調査地点の関係について【河野部会長】 【一部非公開】

（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業における風車配置図及び、大気質、騒音及び超低周波音、水質調査地点をそれぞれ1枚の図面とし提示してください。

（事業者の見解）

現時点で計画している風車の配置計画は、図1に示したとおりです。今後の造成計画や、環境影響の予測・評価結果及びその他協議等の結果により、配置計画は変更となる可能性があります。

大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点については、図2(1)～(3)に示すとおりです。

基本的に大気質等の調査地点は、（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業の管理用道路が（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業地内を通過することから、（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業における調査地点の伊賀市側の環境騒音及び低周波音調査地点1地点（上阿波地区）を除き、（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業の調査地点に含まれることとなります。

※図1は計画中の情報であるため非公開とします。

※図 1 は計画中の情報であるため非公開とします。

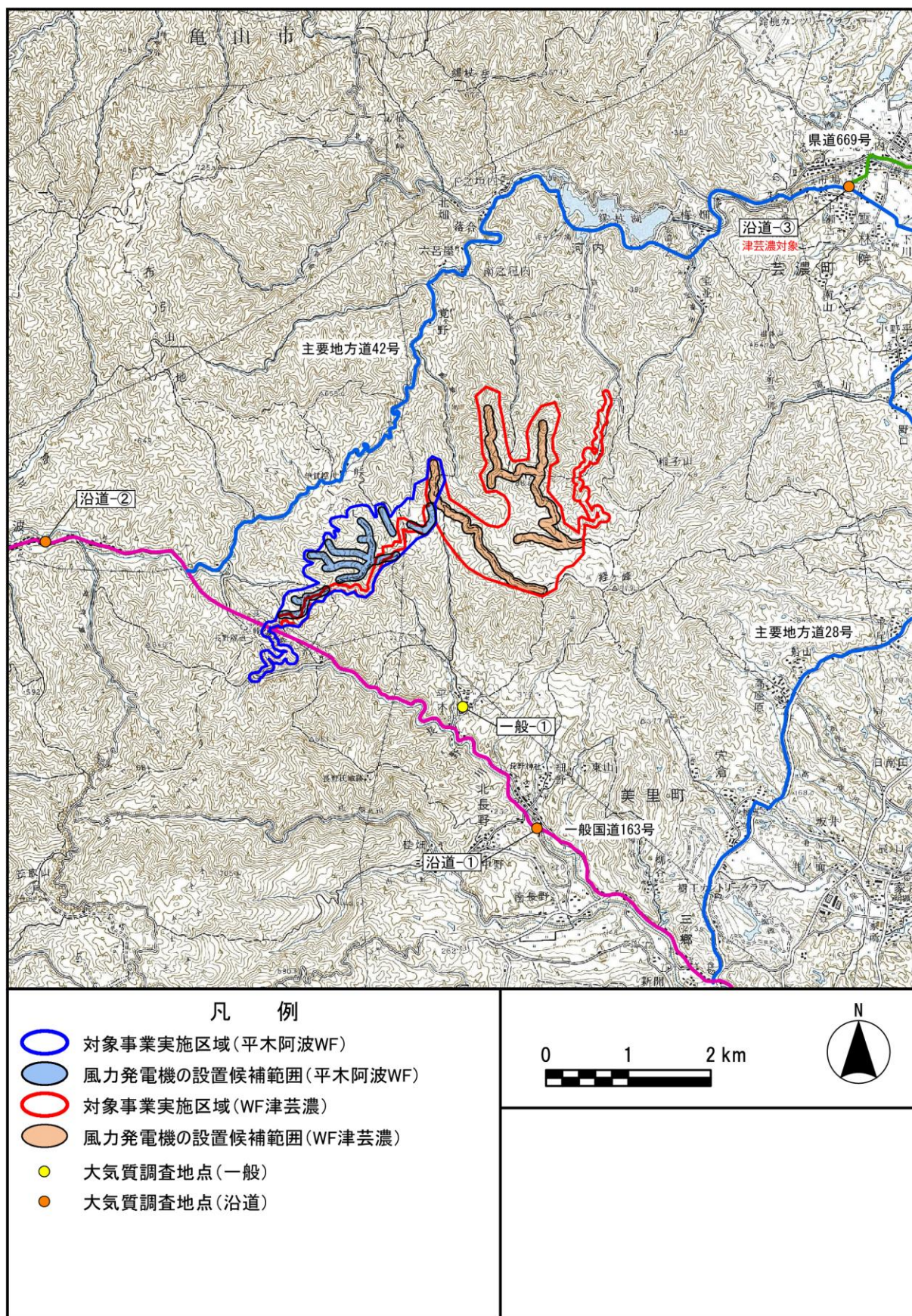


図 2(1) 大気質調査地点位置図

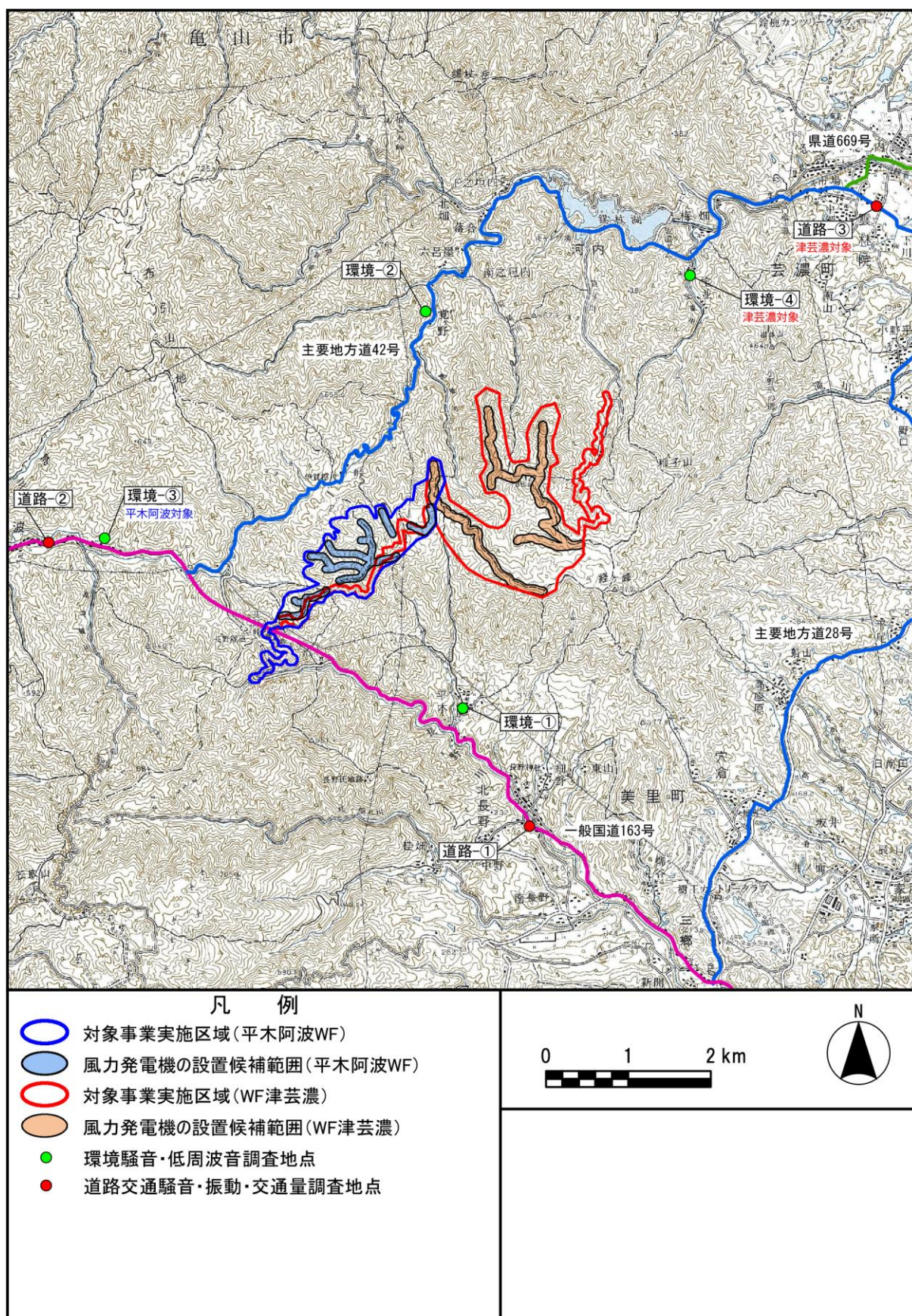


図 2(2) 騒音及び低周波音、振動調査地点位置図

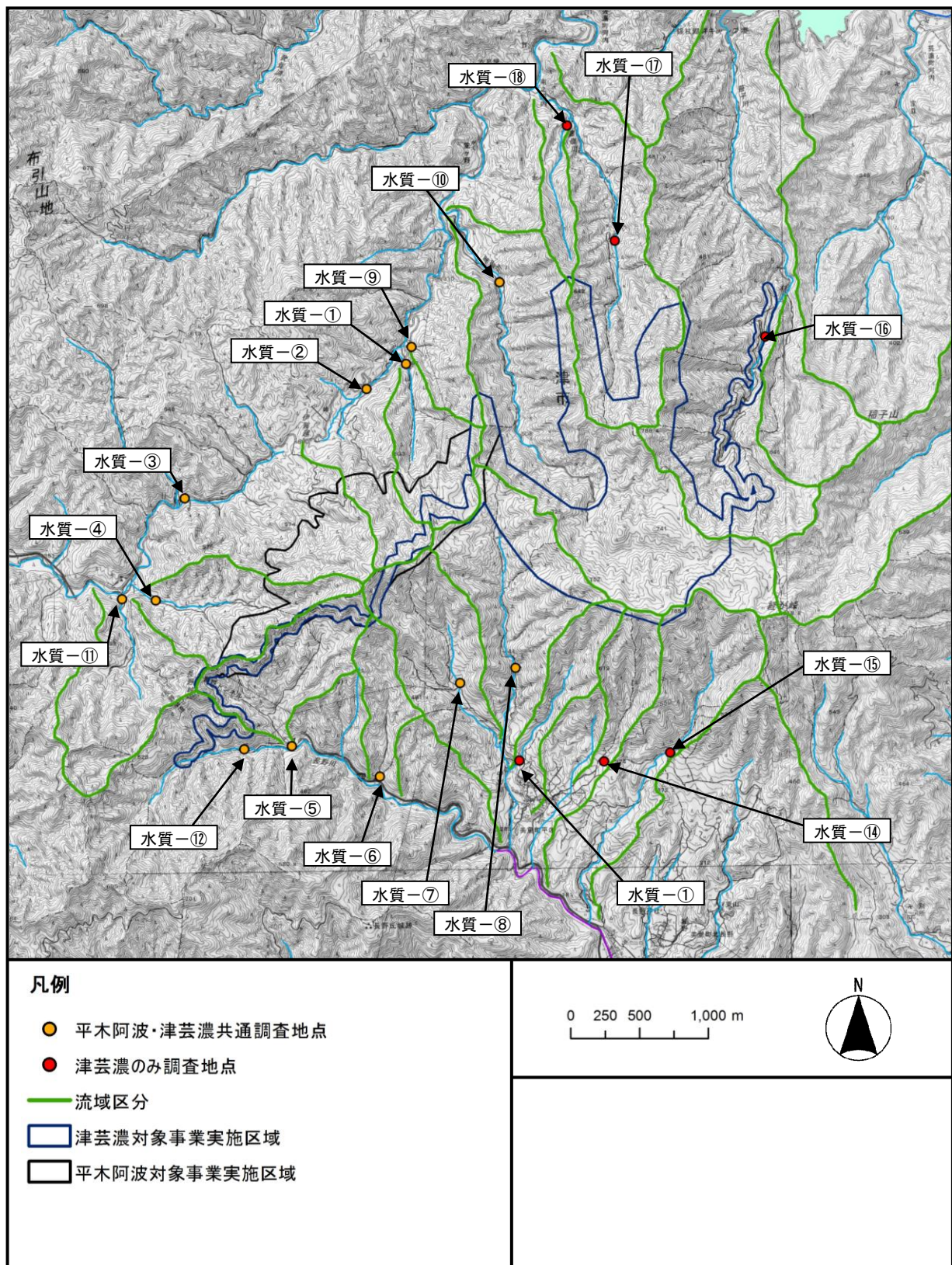


図 2 (3) 水質調査地点位置図

2. 方法書を分けた意図及び調査内容等の異なりについて【河野部会長】

（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業及び（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業の方法書を別々に提出した意図と、2件の方法書の内容の異なる部分を具体的に説明してください。

（事業者の見解）

・2件の方法書を別々に提出した意図について

周辺の送電線にまとまって十分な空容量がなかったことから、（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業および（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業はそれぞれ別の地点で送電線に連系する計画です。したがって、中部電力株式会社との契約や経済産業省への申請が別々になり、工期や工事時期も異なる可能性があるため、2事業として計画しております。

・2件の方法書の内容の異なる部分について

2事業の方法書では、若干位置が異なることから、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」における動植物の2次メッシュデータの抽出範囲が異なります。（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業では「佐田（523602）」「平松（523612）」「棕本（523613）」の3メッシュですが、（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業では、これら3メッシュに追加して「津西部（523603）」を対象としました。そのため、文献における確認種数が異なり、（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業の方が多くなっています。

また、主に配慮すべき事項としては、以下のものが想定されます。

- ①クマタカ等猛禽類の生息の可能性
- ②隣接したコウモリの重要な生息地への影響（平木の隧道）
- ③代表的なレクリエーション地である経ヶ峰（登山道含む）への影響

2事業ともにこれら事項は当てはまりますが、③については（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業がより近接していることから、その影響が懸念されています。

なお、2事業の調査方法等の内容（第6章）については、ほぼ同じですが、調査地点が若干異なります。具体的には、表1のとおりです。

表 1 2 事業の調査地点について

調査項目		方法書の内容の異なる点等		
		平木阿波	津芸濃	異なり等
大気質	環境	1 地点	1 地点	同一地点。
	沿道	2 地点	3 地点	津芸濃では北側からの工事関係車両の通行が想定されるため、平木阿波の 2 地点に、県道 669 号沿道 1 地点を追加。
騒音及び超低周波音	環境	3 地点	3 地点	2 地点は 2 事業共通の地点（平木地区、河内中地区）であり、平木阿波のみは西側の上阿波地区の調査地点、津芸濃のみは北側の河内下地区の調査地点を設定。
	沿道	2 地点	3 地点	大気質の沿道と同じ。
振動	沿道	2 地点	3 地点	大気質の沿道と同じ。
水質		12 地点	18 地点	津芸濃の管理用道路が平木阿波の事業区域内を通過することから、津芸濃では平木阿波の 12 地点に、津芸濃のみが流域である 6 地点を追加。
地形及び地質		対象事業実施区域及びその周囲 300m。なお、平木阿波の範囲は大部分が重なる。		
風車の影		風力発電機設置位置から 2km の範囲の住宅等。風力発電機設置候補範囲が異なることから、若干異なる。平木阿波のみを対象とする集落は伊賀市上阿波地区、津芸濃のみを対象とする集落は津市覚ヶ野地区が該当する。		
動物		対象事業実施区域及びその周囲 300m。なお、津芸濃の管理用道路が平木阿波の事業区域内を通過することから、平木阿波の範囲は大部分が重なる。 トラップ地点等は、各事業の風力発電機設置候補範囲並びに植生等を勘案して設定しており、地点に重複はない。 ただし、猛禽類調査地点は一部重複する（3 地点）。 水生生物は水質と同じ地点を設定している。		
植物		対象事業実施区域及びその周囲 300m。なお、津芸濃の管理用道路が平木阿波の事業区域内を通過することから、平木阿波の範囲は大部分が重なる。 付着藻類は水質と同じ地点を設定している。		
生態系		2 地区共に、上位種としてクマタカ、典型種としてカラ類を選定し、同じ調査を実施する。餌資源量の調査範囲は、各事業の対象事業実施区域に基づき設定しているため、地点に重複はない。		
景観		12 地点	17 地点	津芸濃では平木阿波の 12 地点に、津芸濃のみ対象である 5 地点を追加。
人と自然の触れ合いの活動の場		2 地点	4 地点	津芸濃では平木阿波の 2 地点に、津芸濃のみが対象である 2 地点を追加。

※、表中では（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業については「平木阿波」、（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業については「津芸濃」と記載した。

3. 隣接して計画中の同社事業との関係性について【河野部会長】

対象事業実施区域が平木阿波地点と重複している部分がある。そもそも平木阿波と津芸濃地点を別々に計画する必要性や背景について説明願います。

（事業者の見解）

当初の計画立案時には、（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業のエリアを計画候補地として電力会社との協議等を進めておりましたが、東側に隣接するエリアについても、風力発電事業の候補地になりうると考え、（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業として追加で検討を開始した次第です。周辺の送電線の空き容量の確認及び電力会社との系統連系の協議の結果、周辺の送電線にまとまって十分な空容量がなかったことから、（仮称）平木阿波ウィンドファーム事業および（仮称）ウィンドファーム津芸濃事業はそれぞれ別の地点で送電線に連系する計画です。したがって、中部電力株式会社との契約や経済産業省への申請が別々になり、工期や工事時期も異なる可能性があるため、2事業として計画しております。

なお、風力発電機設置候補範囲は図1に示す通りで、両事業で重複しておりませんが、風力発電機の設置候補範囲を中心に、調査範囲に不足がないよう改変の可能性のある区域を設定した結果、隣接する部分については一部重複した区域設定となっております。

4. 系統連系、運転開始予定時期について【河野部会長】 【非公開】

系統連系に係る手続き関係の状況を説明願います。また、運転開始予定時期を説明願います。

（事業者の見解）

※事業者情報のため非公開とします。

5. 掲載図面の縮尺について【河野部会長】

p. 5以降 対象事業実施区域を示す図は5万分の1で提示されているが、事業対象区域内の地形の詳細が不明のため2.5万分の1の地図で提示されたい。これに伴い、航空写真についても拡大したものを提示願います。

（事業者の見解）

ご指示いただいた対象事業実施区域を2.5万分の1の地図上に重ねた図は、図3に示したとおりです。なお、図面は2事業を図郭に含めるかたちで作成しました。

航空写真についても、同様の図郭のものは図4に示したとおりです。

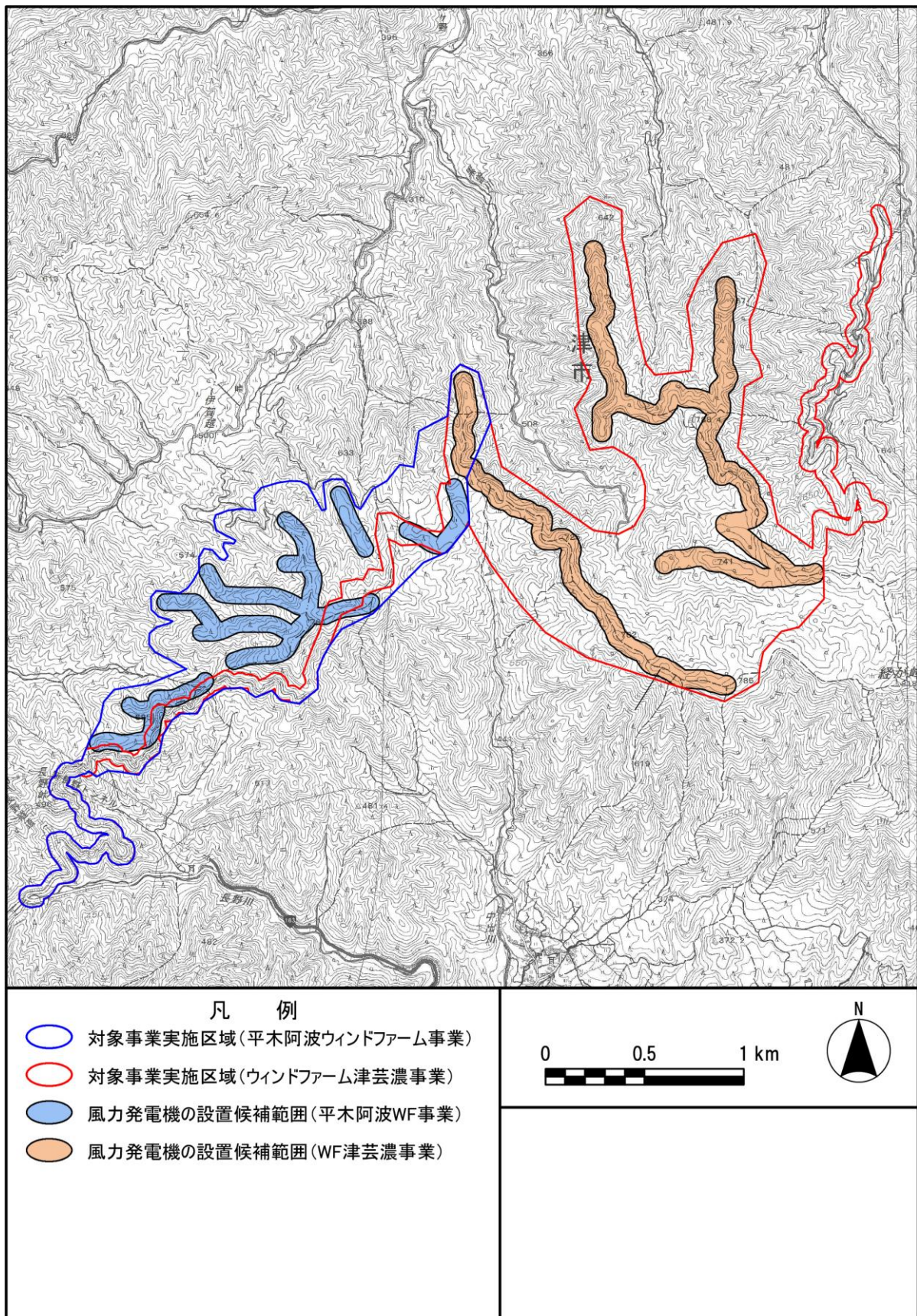


図3 平木阿波事業及び津芸濃事業の対象事業実施区域

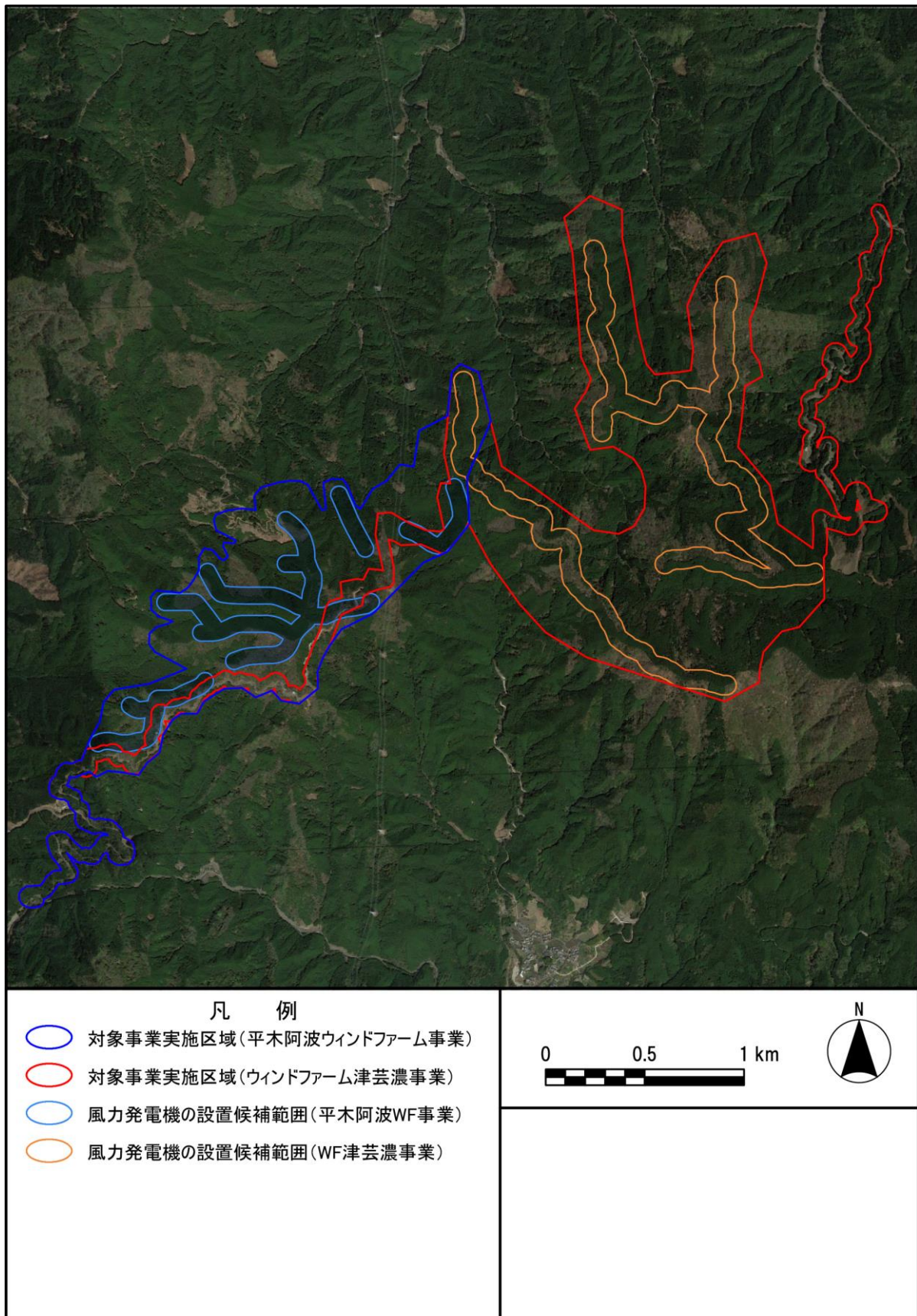


図 4 平木阿波事業及び津芸濃事業の対象事業実施区域（航空写真）

6. 対象事業実施区域内及び周囲の状況について【河野部会長】 **【非公開】**

風車設置予定位置を示した補足説明資料（p. 2）の図面も小さすぎます。風車の番号を追記願います。また、事業対象区域内の道路状況が全く分かりませんので、事業計画で示した尾根筋との関係がわかるように縮尺と表示を工夫されたい。

（事業者の見解）

図郭を見直すとともに、風車の番号を設定し、対象事業実施区域内及び周辺の道路状況について図5に示しました。

なお、対象事業実施区域南西側から対象事業実施区域内へ延びる林道経ヶ峰線については、現在進行形で順次工事が進められており、現在は図示したものよりも更に内部まで延線している状況です。

※図5は計画中の情報であるため非公開とします。

※図 5 は計画中の情報であるため非公開とします。

7. 累積的影響について【河野部会長】

p. 12 複合影響について、他社事業分は別として、自社で隣接して計画している平木阿波地点との複合影響については評価の対象とする必要があることから調査計画を全般的に見直す必要があると考えます。

（事業者の見解）

隣接する2事業について、少なくとも自社の2事業の複合影響は予測、評価することを予定しています。

8. 2事業の位置関係について【河野部会長】

p. 13 平木阿波と津芸濃については事業対象区域が重複しているので、両事業の部分を拡大した図面を1枚の図で追加提示願います。

（事業者の見解）

前項の p. 13 に示したとおりです。

9. 植生図について【河野部会長】

p. 78/80 図面が小さくて凡例の区分が判読し難い。また。元図は2.5万分の1であるのに図は5万分の1に縮小している理由を説明願います。

（事業者の見解）

ご指摘の p. 78「図 3. 1-20(1) 文献その他の資料調査による現存植生図」並びに p. 80「図 3. 1-22 植生自然度図」については、GIS を基に作成しています。

方法書に掲載する図を作成する際、基図を選択するにあたり、2.5 万分の1の地図を基図として、掲載の図郭で作成した際には縮小するため、等高線や地図上の文字が潰れて見えにくい状況であったことから、5 万分の1の地図を基図として選択したため、元図と基図の違いが生じた次第です。

10. 植生自然度について【河野部会長】

p. 81 植生自然度 4 は背の低い草原としているが凡例名として二次林で良いのか？

（事業者の見解）

ご指摘の箇所については、二次林ではなく、二次草原の誤りです。

準備書においては、修正したものを掲載することといたします。

11. 食物連鎖図について【河野部会長】

p. 92～95 生態系の概況については環境類型区分で植生のことしか記述されていない。動物群も考慮した生態系の概況について、食物連鎖図を作成し、概況を適切に記載する必要がある。

（事業者の見解）

食物連鎖図については、p. 345 に掲載した「図 6.2-21 生態系模式図」に示したとおりです。
なお、準備書段階においては現地調査結果を踏まえ、改めて同図を見直すこととし、ご指摘の箇所に掲載することといたします。

12. 砂防指定地、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区について【河野部会長】

p. 173～176 事業対象区域が砂防指定地あるいは土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区に含まれていることから、風車設置に伴う改変工事は避けた方が良いと考えます。

（事業者の見解）

風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、今後の現地調査や土質調査の結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量が極力小さくなるよう計画します。また、災害誘発が懸念される急傾斜地等については、改変を避けるような事業計画とします。やむを得ず、砂防指定地内や土石流危険渓流等に指定されている地域内で改変を行う場合には、関係機関等と十分な協議・調整を行います。

13. 配慮書に対する経済産業大臣意見を受けた計画変更について【河野部会長】

p. 261 配慮書に対する経済産業大臣意見に対して、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに土地の改変量が極力小さくなるよう計画すると回答しているが、方法書でどこを回避したのか、改変量が極力小さくなるようにどのように計画変更したのか経緯をわかりやすく説明されたい。

（事業者の見解）

今後、配置計画の詳細を検討するにあたり、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに土地の改変量が極力小さくなるよう検討し、検討の経緯も含め準備書においてお示しいたします。

1 4. 施設の稼働に伴う騒音の予測手法について【河野部会長】

p. 291 予測の基本的な手法として音の伝搬理論式により予測するとしているが、伝搬理論式で良いのか？（過去の議事録で再三指摘されている事項）

（事業者の見解）

施設稼働時の騒音予測にあたっては、「ISO9613-2」に基づき実施する予定です。その表現として、「ISO9613-2」が自由空間における点音源の伝搬理論式に基づくことから、このような表現としたものです。

1 5. 風車の影の予測手法について【河野部会長】

p. 308 風車の影 指針値を超える場合も想定し、必要に応じて実気象条件での予測評価も検討されたい。

（事業者の見解）

風車の影について、基本的に最大限の値（365 日晴天と仮定）を算出する予定です。ただし、ドイツの指針値（実際の気象条件等を考慮しない場合、年間 30 時間かつ日最大 30 分を超えない）を超える場合には、実気象条件を考慮し、予測を実施いたします。

1 6. 植生調査地点について【河野部会長】

p. 339 植生調査点の配置図ありませんが？

（事業者の見解）

現時点においては、現地概査を実施しているのみです。

p. 319「表 6.2-6(2) 調査、予測及び評価の手法（植物）」4. 調査地点に記載したとおり、対象事業実施区域の面積及び文献資料から、本事業の範囲内においては 10 地点程度での実施を想定しておりますが、実際の植生の分布状況を踏まえ、各植生を代表する地点での植物社会学的植生調査を実施することといたします。

17. 生態系に関する調査地点について【河野部会長】

p. 346 生態系の調査点が示されているが、調査点数が少なすぎる。定量性を担保できないので、調査点の配置を含め、再検討が必要と考えます。

（事業者の見解）

ご指摘を踏まえ、定量性の担保を目的に、複数サンプルを取得できるよう調査地点の再検討を実施し、その地点については準備書にてお示しすることといたします。

18. クマタカへの影響予測について【河野部会長】

クマタカの影響予測フロー図において、総合考察するがそれぞれのパラメータをどのように統合するのか説明が必要と考えます。また、改変工事や稼働にともないクマタカが対象区域を忌避する可能性が想定されますが、この影響をどのように予測するのか検討が必要と考えます。

（事業者の見解）

ご指摘の内容については、今後の顧問部会での審議内容や、NEDO 等から発せられる報告書等を参考にしながら知見の収集に努め、より適切な形で検討したいと考えております。

19. 近接する都市地域について【山本顧問】

事業実施区域の東側に隣接して都市地域がある。都市計画用途地域の指定がないということであるが、この地域は市街化調整区域となっているのかもしくは白地区域となっているのか

(事業者の見解)

対象事業実施区域周辺の津市の都市地域は、白地区域となっています。

20. 条例に基づく騒音・振動の規制と区域の区分について（方法書P. 142, 143）【山本顧問】

事業実施区域およびその周辺について、三重県的生活環境保全条例に基づく「騒音・振動の規制」の種類ごとに「区域の区分」を整理してください。

(事業者の見解)

対象事業実施区域周辺には一部都市地域が存在しますが、前述のとおり白地区域です。三重県条例に基づく騒音規制法の指定は、方法書の p. 142、143 に示したとおり、用途地域に基づき設定されています。したがって、事業実施区域およびその周辺は、以下のように指定されています。

- ・工場等において発生する騒音の排出基準(三重県生活環境の保全に関する条例)：その他の地域
- ・【特定】建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準：1号区域

以下に条例の概要を示します。

工場等において発生する騒音の排出基準(三重県生活環境の保全に関する条例)

区域の区分 \ 時間の区分		昼 間 (8:00～19:00)	朝 夕 (6:00～8:00) (19:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
1	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
2	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
3	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
4	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
5	その他の地域 (工業専用地域を除く)	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

注1：表中の地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる地域である

注2：第3号の項から第5号の項までの地域については、当該地域に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50m区域内における基準は、それぞれの値から5デシベルを減じた値とする

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号)

【特定】建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制項目	1号区域	2号区域	適用除外
基準値	85 デシベル		
作業禁止時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時	①②③④
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	①②
最大作業日数	連続6日		①②
作業禁止日	日曜日その他の休日		①②③④⑤

注1：基準値は【特定】建設作業の場所の敷地の境界線での値

注2：区域区分 1号区域 三重県全域(ただし、工業専用地域及び下記「2号区域」を除く。)

2号区域 工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域を除く区域

注3：適用除外 ①災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある場合
 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に行う必要がある場合
 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に行う必要がある場合
 ④道路法又は道路交通法の規定に基づき条件が付けられた場合
 ⑤変電所の変更工事で特に行う必要がある場合

注4：勧告・命令 基準値を超える大きさの騒音を発生する【特定】建設作業については、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日における作業時間を最大作業時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

出典：三重県生活環境の保全に関する条例施行規則(平成13年3月27日三重県規則第39号別表第19)

騒音規制法(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号)

2.1. 騒音・超低周波音の現地調査時期について【山本顧問】

騒音・超低周波音の現地調査は72時間連続を2季にわたって行うとしている。どのような時期を選定するのか。

(事業者の見解)

当該地域周辺の気象観測所(津気象官署、亀山地域気象観測所)の平年値によると、秋季から春季は北西から西北西方向、夏季が南東から東南東方向が卓越していることから、冬季及び夏季を対象に実施する予定です。

22. 環境測定地点と騒音測定地点について【山本顧問】

環境測定地点と騒音測定地点はそれぞれ「集落の代表地点」および「集落の事業実施区域に最も近い地点」と設定している。両者を別の地点と区別するに至った考え方を説明してください。

（事業者の見解）

対象事業実施区域が山間部であるため、住居は主に道路や河川沿いに存在しています。環境騒音の測定にあたっては、風車設置候補範囲から最も近い集落内の出来るだけ河川や道路の影響が及びにくい地点を選定したものです。予測地点については、風車設置候補範囲から最も近い住居を対象としました。そのため、調査地点と予測地点が若干異なっています。

23. 騒音/環境調査地点と風力発電機設置区域の距離【山本顧問】

各騒音/環境調査地点と風力発電機設置区域の距離を図に記入してください。

（事業者の見解）

各調査地点と風力発電機設置区域の距離を、図6に示しました。

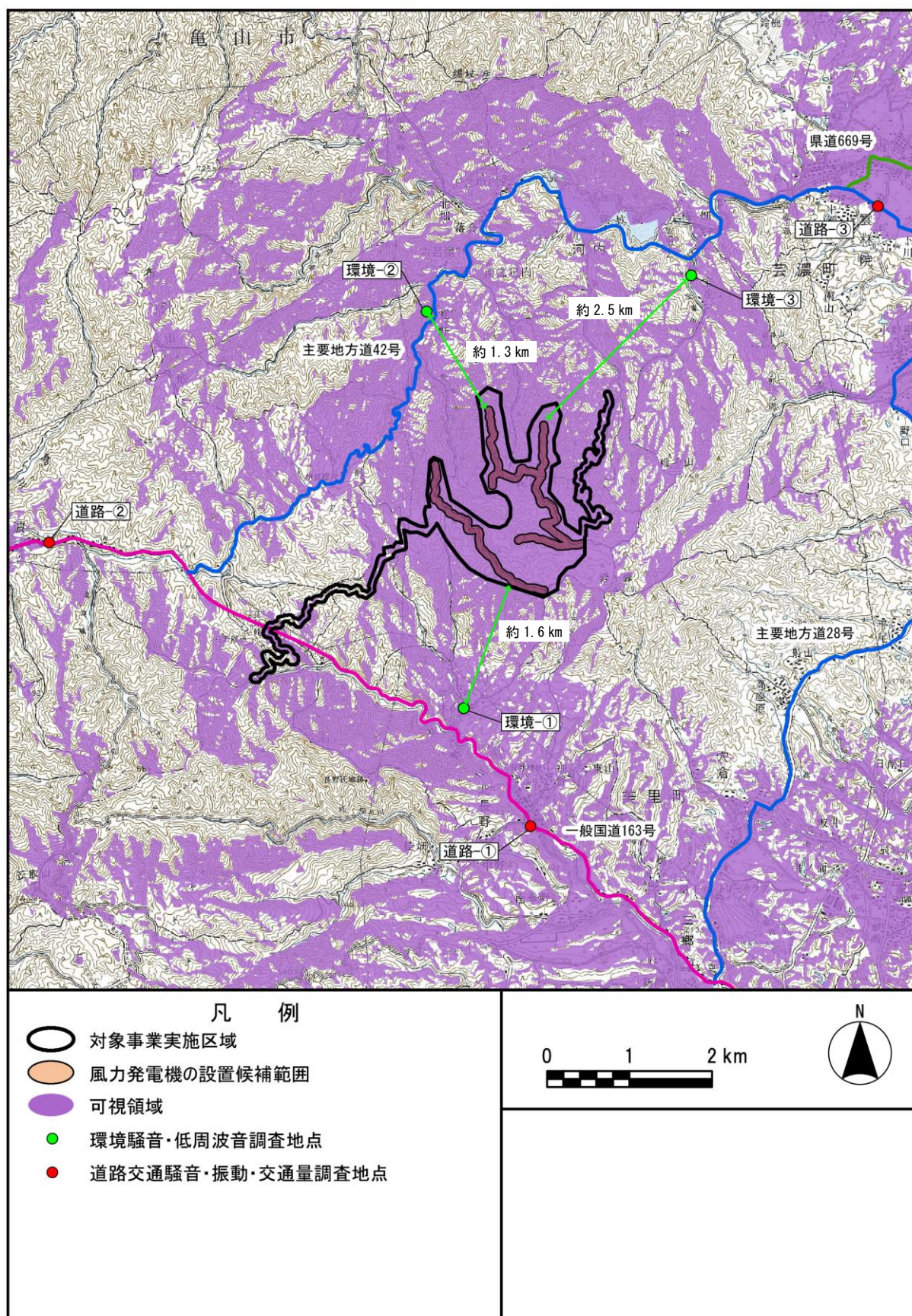


図 6 騒音及び超低周波音、振動調査地点位置図

2 4. 超低周波音の評価について【山本顧問】

超低周波音の評価に関して「低周波音問題対応の手引き」を使うとしているが、環境省大気生活室の事務連絡「低周波音問題対応の手引きにおける参照値の取り扱いについて」（平成20年月17日）を尊重するとともに、経産省電力安全課による「風力発電に係る環境影響評価における低周波音の取り扱いについて」（平成24年5月8日）を参考とすること。

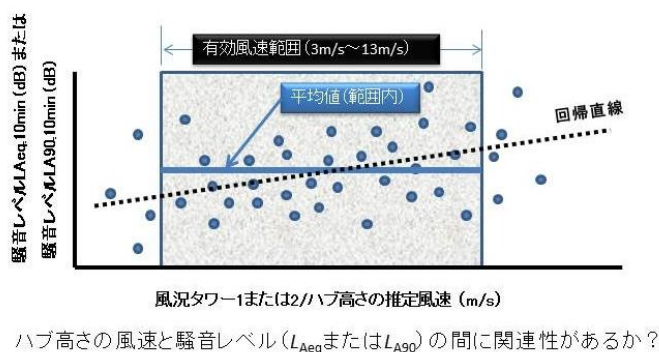
（事業者の見解）

超低周波音の評価にあたっては、「低周波音問題対応の手引き」（平成16年 環境省）の他、ご指摘のとおり、環境省大気生活室の事務連絡「低周波音問題対応の手引きにおける参照値の取り扱いについて」（平成20年月17日）を尊重するとともに、経産省電力安全課による「風力発電に係る環境影響評価における低周波音の取り扱いについて」（平成24年5月8日）を参考いたします。

2 5. 環境騒音または残留騒音と風況の関係（準備書作成時）【山本顧問】

現況調査結果を整理するにあたっては、環境騒音または残留騒音の測定値（10分間値）とナセル高さ推定風速との関係性も把握し関係図を整理してもらいたい。さらに、環境騒音または残留騒音の風速との関連性の有無（回帰式など）について考察をしてもらいたい。

（以下に整理図の例を示します。有効風速範囲も例です）

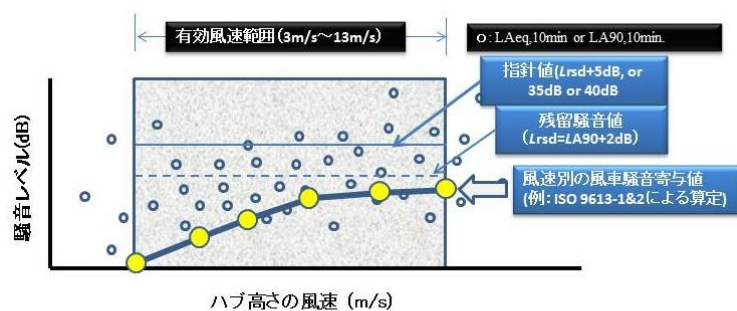


（事業者の見解）

準備書の作成にあたっては、環境騒音または残留騒音の測定値（10分間値）とナセル高さ推定風速との関係性について整理図例を参考に整理し、関連性の有無（回帰式など）について考察を行います。

26. 風車稼働時の風車騒音寄与値と風況の関係、残留騒音との関係（準備書作成時）【山本顧問】

風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値およびそれから算定される指針値との関係図を整理してください。以下に整理図の例を示します。



ハブ高さの風速と風車騒音寄与値、指針値、残留騒音値、騒音実測値 $L_{A90,10min}$ or $L_{Aeq,10min}$ の関係

（事業者の見解）

準備書の作成にあたっては、風車稼働時の風車騒音寄与値（残留騒音を加える前の値）と、現況の残留騒音算定値およびそれから算定される指針値との関係について、整理図例を参考に整理し提示いたします。

27. 風力発電機の音響性能（準備書作成時）【山本顧問】

準備書では、採用する風力発電機の音響特性としてIEC 61400に基づくA特性音圧のFFT分析結果を示し、純音成分に関する周波数(Hz)、Tonal Audibility(dB)の算定と評価を行うこと。さらに風車騒音のA特性1/3オクターブバンド分析結果、Swish音に関する特性評価を示すこと。

（事業者の見解）

現時点では採用する風力発電機の機種は未定ですが、準備書の作成段階までに機種が確定できた場合はメーカーからの情報収集に努め、風力発電機の音響特性を提示いたします。

28. 風力発電機の配置計画について【非公開】

風力発電機の配置計画図は記載されているか。

【調査、予測及び評価の方法の妥当性並びに対象事業の計画を確認するため】

（事業者の見解）

※図7は計画中の情報であるため非公開とします。

※図 7 は計画中の情報であるため非公開とします。

29. 大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について【一部非公開】

大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）は記載されているか。

【調査地点の妥当性を検討するため】

（事業者の見解）

大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点については、図8(1)～(8)に示すとおりです。

※個人情報保護の観点から図8(3)～(8)は非公開。

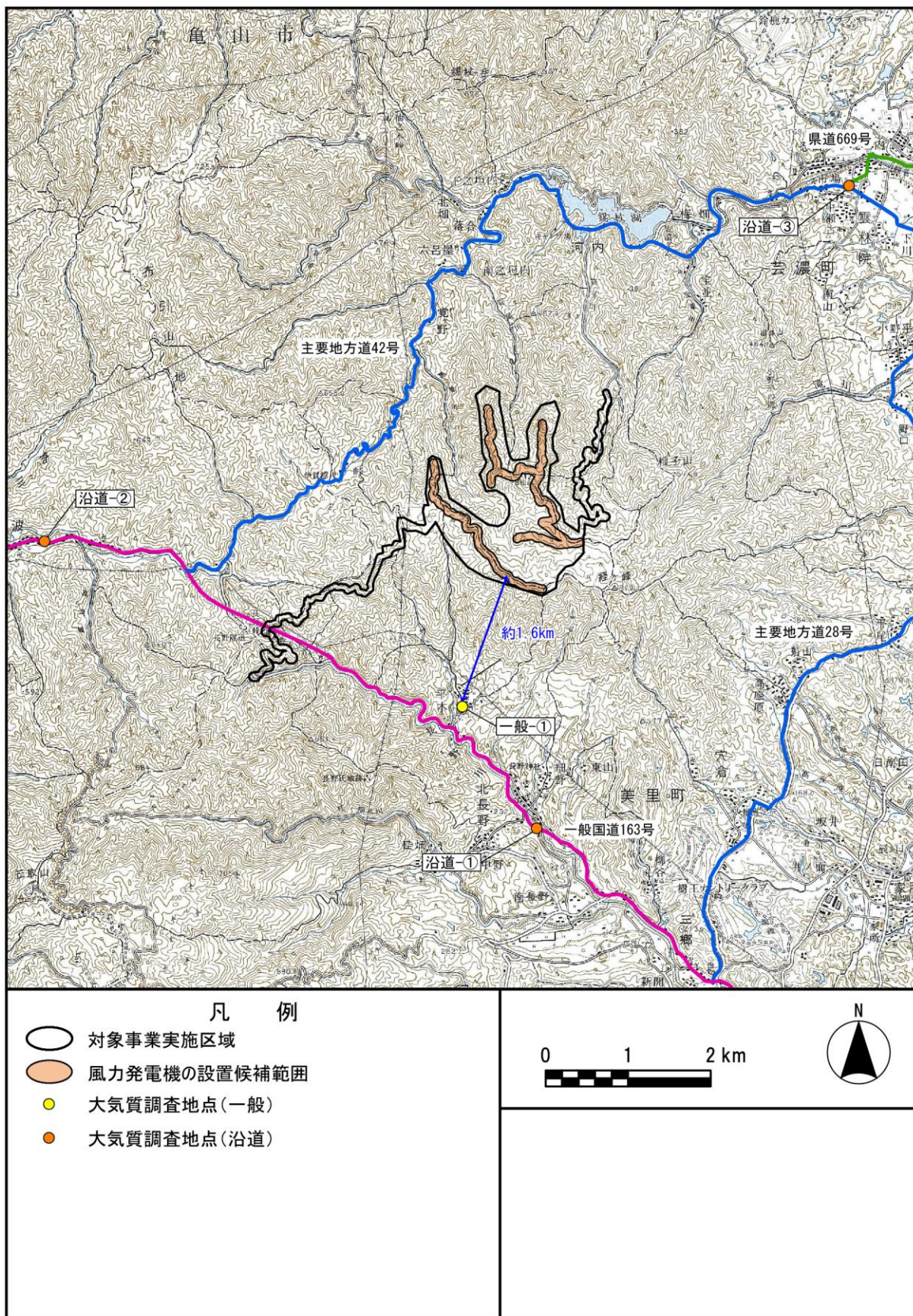


図 8(1) 大気質調査地点位置図

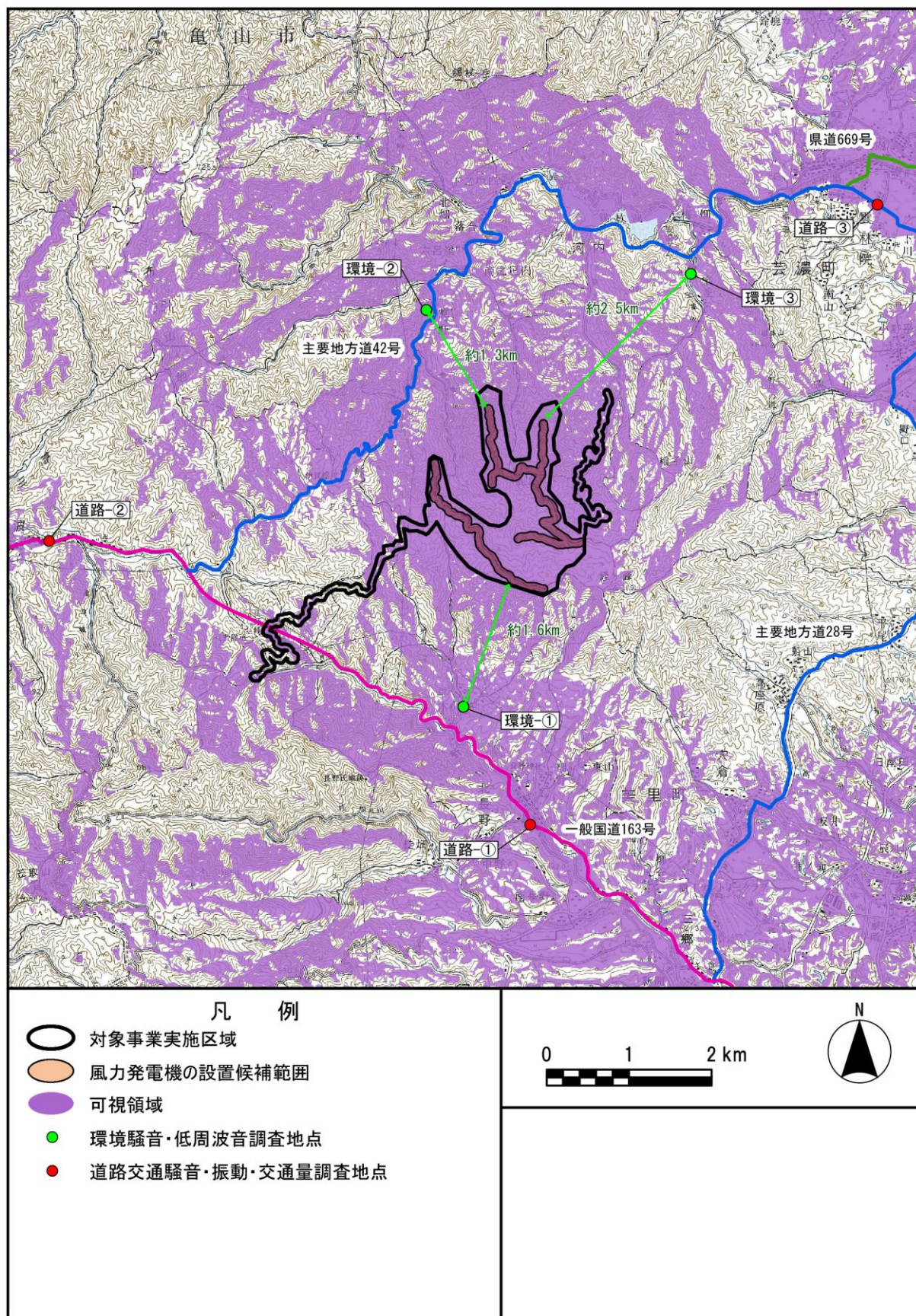


図 8 (2) 騒音及び超低周波音、振動調査地点位置図

(図は非公開)

図 8 (3) 調査地点詳細図 (一般-①、環境-①)

(図は非公開)

図 8(4) 調査地点詳細図 (環境-②)

(図は非公開)

図 8 (5) 調査地点詳細図 (環境-③)

(図は非公開)

図 8 (6) 調査地点詳細図 (沿道-①、道路-①)

(図は非公開)

図 8(7) 調査地点詳細図 (沿道-②、道路-②)

(図は非公開)

図 8 (8) 調査地点詳細図 (沿道-③、道路-③)

30. 水の濁りに関する調査地点について

水の濁りに関する調査地点の設定理由と根拠情報（集水域の分かる図面）は記載されているか。

【調査地点の妥当性を検討するため】

（事業者の見解）

流域区分と水質調査地点は図9に示すとおりです。

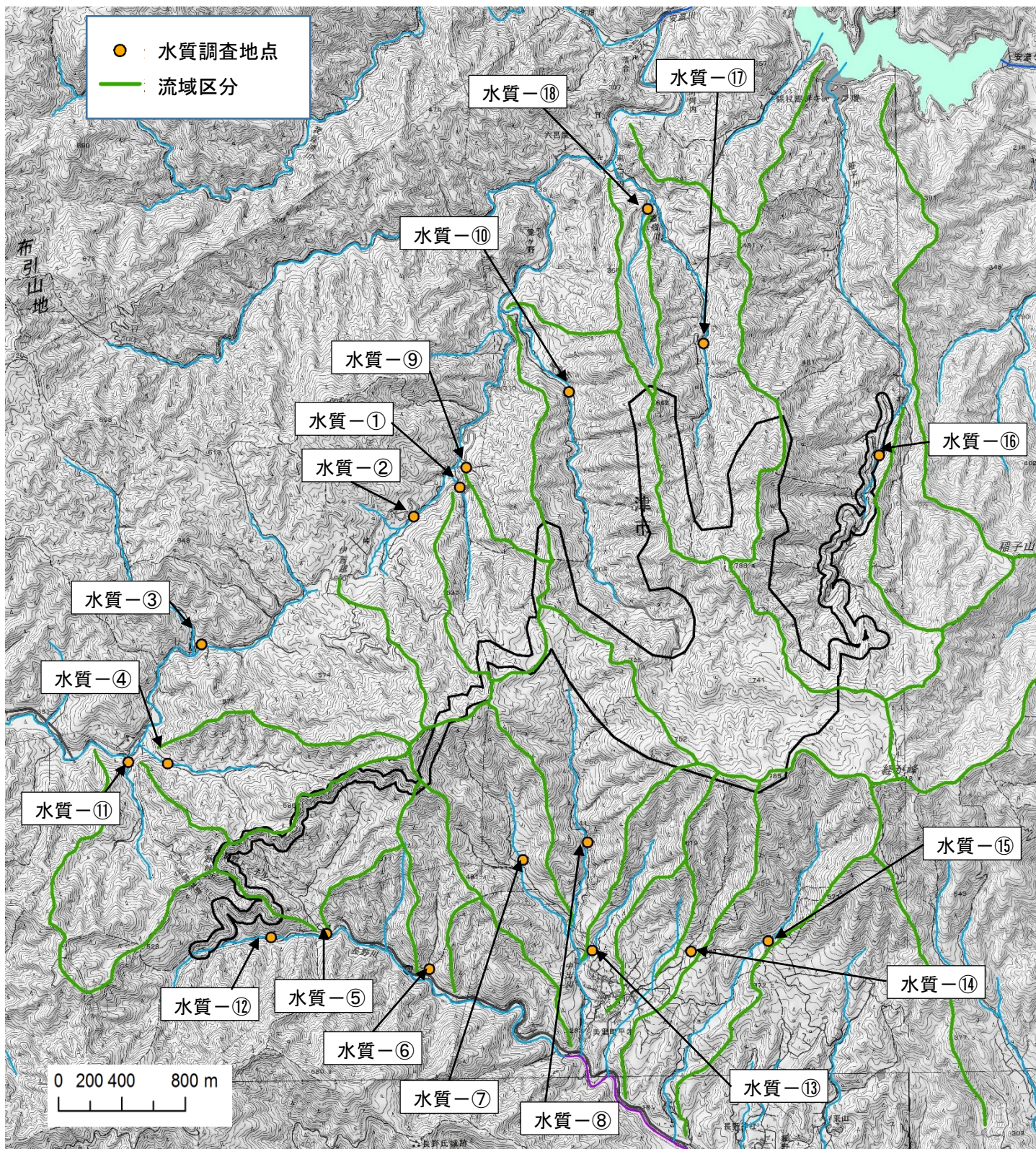


図9 流域区分と水質調査地点位置図